

東京都市計画一団地の住宅施設の変更（練馬区決定）

都市計画石神井一団地の住宅施設を次のように変更する。

名 称	石神井一団地の住宅施設			
位 置	練馬区石神井台三丁目地内			
面 積	約 3.3 ha			
建築物の限度	街 区 区 分	A 街 区	B 街 区	備 考
	建築面積の敷地面積に対する割合	4/10 以下		
	延べ面積の敷地面積に対する割合	15/10 以下	13/10 以下	
	建築物の高さの最高限度	40m以下	20m以下	
	建築物の壁面の位置の制限	4m以上		
住宅の 予定戸数	高層	約 360 戸		
	中層	約 70 戸		
	低層	—		
	計	約 430 戸		
配 置 の 方 針	公 共 施 設	道 路	地区内主要道路として、区道 129号を幅員 10mに整備する。	
		公 園 及 び 緑 地	団地内公園：団地内居住者及び、周辺住民が利用できるよう誘致距離等を考慮し、5ヶ所、約 4,500 m ² を配置する。 緑 地：団地周辺部をはじめ、良好な樹木が現存する箇所に適宜配置する。	
		その他 の公共 施設	上 水 道：受水槽 2ヶ所設け、東京都水道事業より供給を受ける。 下 水 道：一時貯留槽を設け、公共下水道に放流する。 ガ ス：東京ガスより供給を受ける。 電気・電話：東京電力、NTTより供給を受ける。	

配 置 の 方 針	公 益 的 施 設	集 会 場： 2ヶ所 管 理 事 務 所： 2ヶ所 駐 車 場：住戸数の半数以上を確保し、団地内に適宜配置する。 自 転 車 置 場：戸当たり 1.5 台 ゴ ミ 置 場：団地内に適宜配置する。
	住 宅	住宅は、周辺環境と調和させながら、土地の合理的かつ有効利用を図るため、建築物の高さの最高限度を定め、高層住宅を計画し、冬至においても 4時間以上の日照を確保するように配置する。 また、団地周辺に対しても、現状の居住環境を損なわないよう、壁面の位置を定め、団地内の現況樹木等を極力残すなど、団地内外の居住環境の向上を図る。

「区域並びに公共施設、公益的施設及び住宅の配置は計画図表示のとおり」

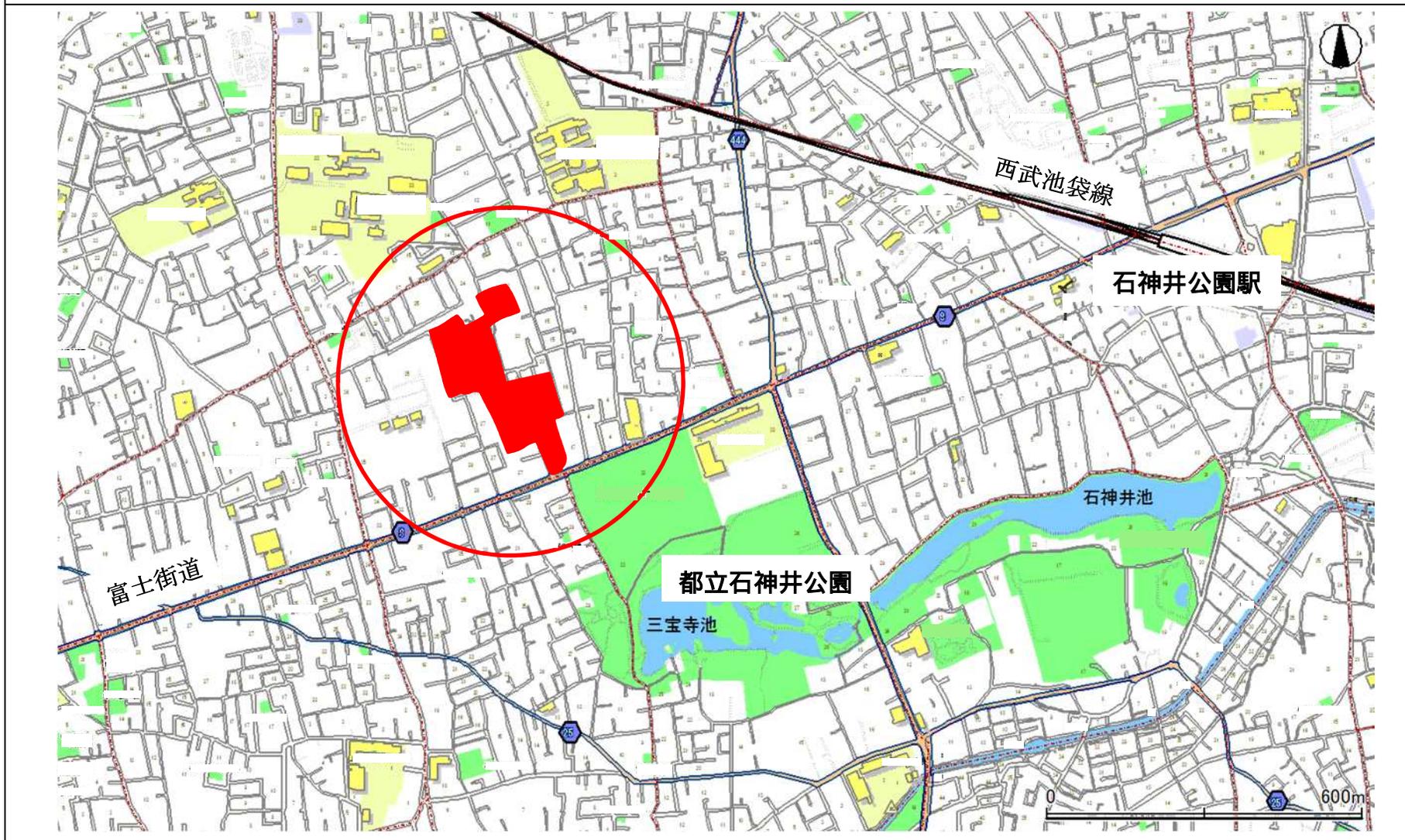
理 由 幹線街路外郭環状線の 2 の都市計画変更にあわせて、当該計画道路と重複する区域の解消を図るため、一団地の住宅施設の区域を変更する。また、当団地における現在の入居状況や今後の住宅需給見込みを踏まえ、住戸数及び駐車場台数について、数値を変更する。

石神井一団地の住宅施設の変更概要（新旧対照表）

	変更前	変更後	考え方
面積（区域）	約3.3ha * 幹線街路外郭環状線の2の幅員 40m	約3.3ha * 幹線街路外郭環状線の2の幅員 22m	東京都による「幹線街路外郭環状線の2」の都市計画変更に合わせて、重複する都市計画区域の解消を図る。 （重複区域を削除するが些少のため、総面積は変わらない。）
住宅の予定戸数	高層 約374戸 中層 約86戸 低層 計 約460戸	高層 約360戸 中層 約70戸 低層 計 約430戸	現在の入居状況や今後の住宅需給見込みを踏まえ、戸数を変更する。
公共・公益的施設	駐車場：賃貸戸数の約60% 分譲戸数の約70% 約280台を設置する。	駐車場：住戸数の半数以上を確保し、 団地内に適宜配置する。	駐車場を必要とする住戸が計画策定時より減少しているため、必要度に見合った配置とする。
《参考》	昭和33年11月 都市計画決定 平成5年1月 都市計画変更		

東京都市計画一団地の住宅施設 石神井一団地の住宅施設 位置図

(練馬区決定)

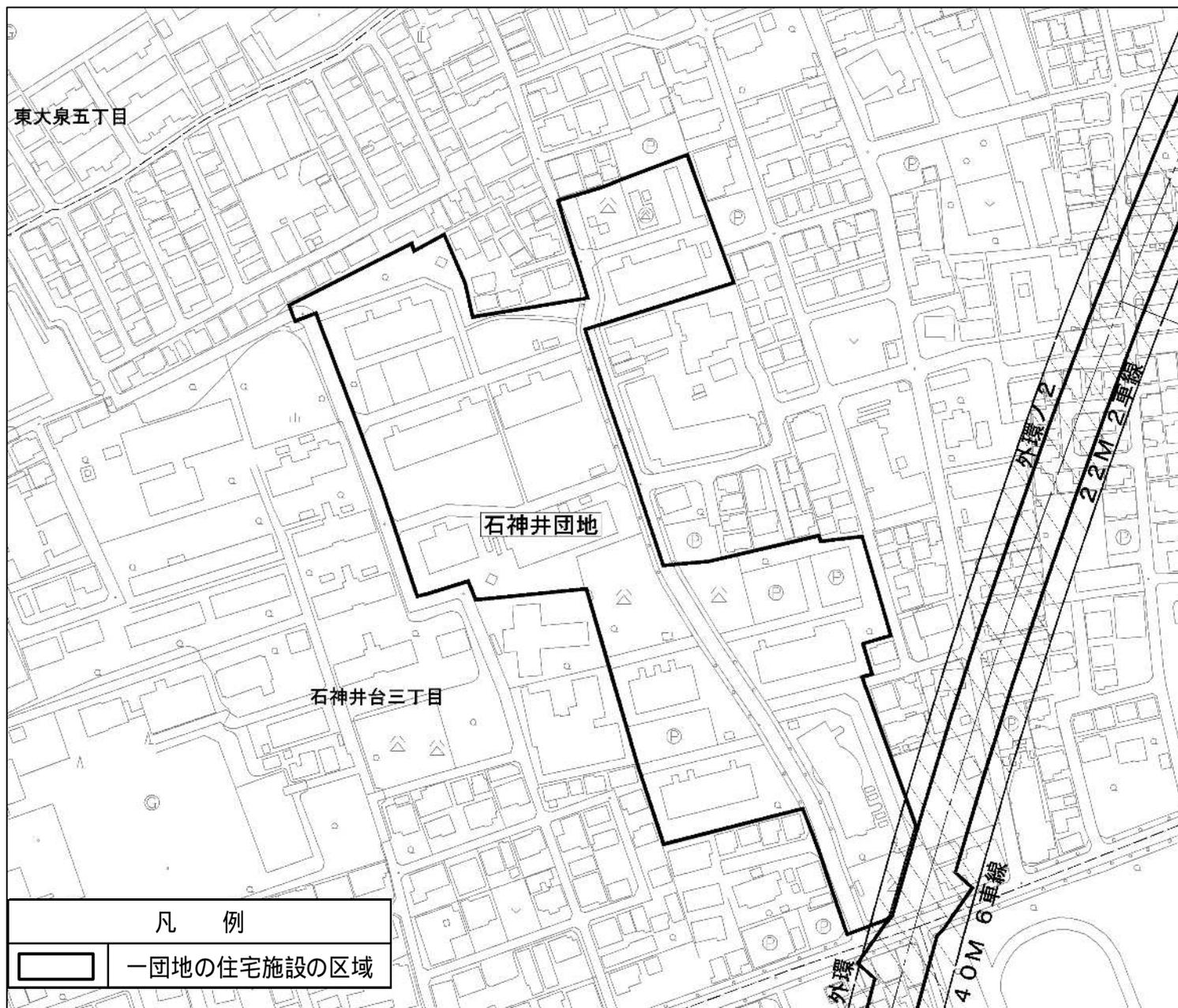


東京都市計画一団地の住宅施設

石神井一団地の住宅施設

計画図

縮尺二千五百分之一



凡 例

 一団地の住宅施設の区域

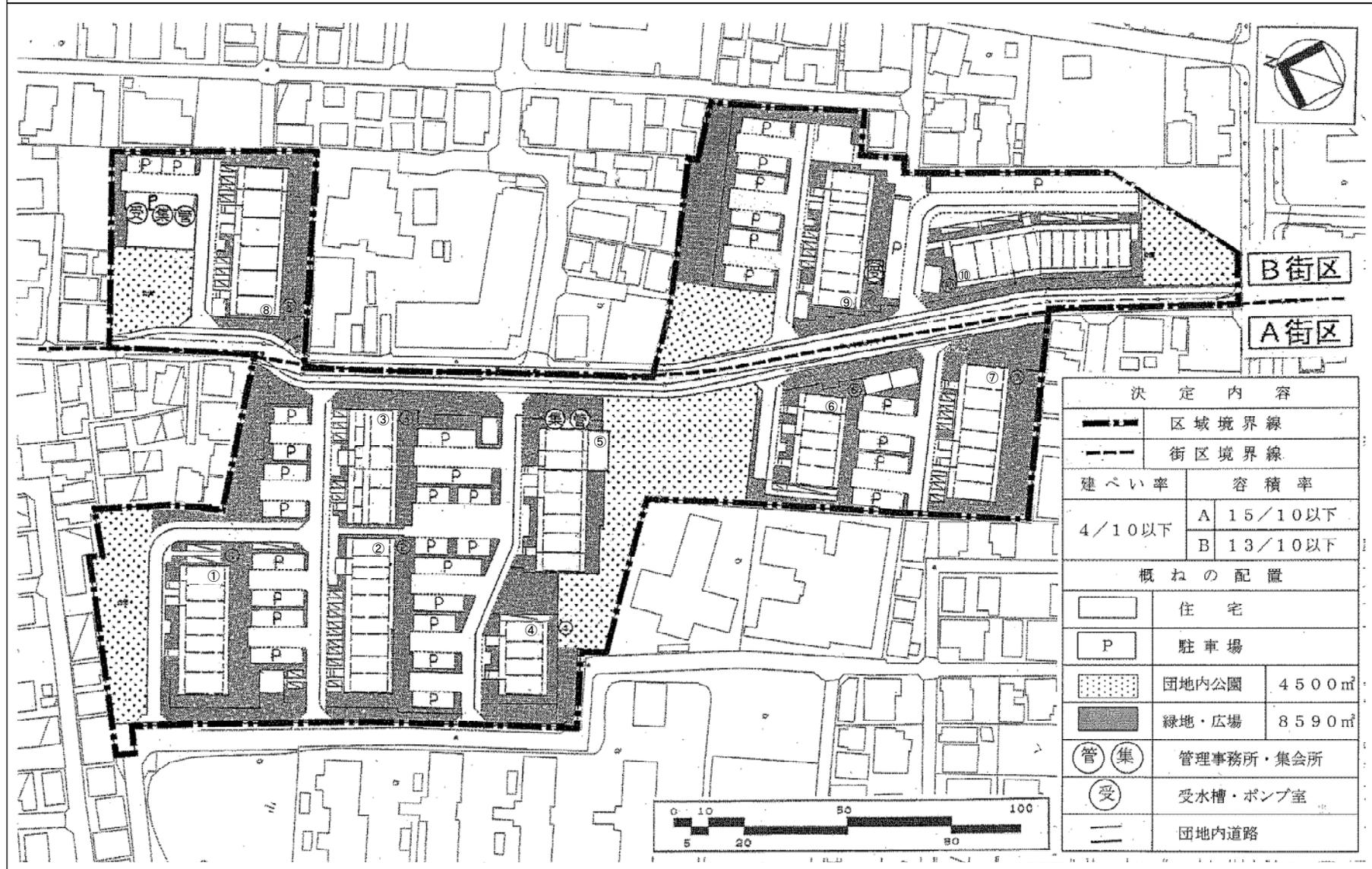
「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。

(承認番号) 26 都市基交測第 52 号、平成 26 年 6 月 30 日」

「この背景の地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。

(利用許諾番号) MMT 利許第 026 号 - 45、平成 26 年 6 月 30 日」

(施設配置計画図)



「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺 1/2,500 の地形図を複製したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 26都市基交測第 52 号、平成 26 年 6 月 30 日」
 「この背景の地形図は東京都都市整備局と株式会社ミッドマップ東京が著作権を有しています。(利用許諾番号) MMT 利許第 026 号-45、平成 26 年 6 月 30 日」